

エ・13・0（有効期間：令和15年3月末）
（保存期間：令和15年12月末）

一般（人少、広相、
刑企、捜一）第20号
令和5年1月27日

関係所属長 殿

山形県警察本部長

障害者虐待事案への適切な対応について（通達）

障害者虐待事案への適切な対応については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた障害者虐待事案への適切な対応について」（平成24年9月28日付け一般（生企）第318号）により示してきたところであるが、令和5年2月1日から障害者虐待事案通報票等に係る公印の押印省略を実施することとした。

各警察署にあっては、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的として障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「法」という。）が制定されたことを踏まえ、引き続き、下記の点に留意して適切な対応に努められたい。

記

第1 認知時における適切な対応

1 市町村への通報（法第7条、第16条、第22条関係）

法第7条においては、養護者による障害者虐待（18歳未満の障害者について行われるものを除く。以下同じ。）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかにこれを市町村に通報しなければならないこととされ、第16条においては、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかにこれを市町村に通報しなければならないこととされ、法第22条においては、使用者（障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。以下同じ。）による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかにこれを市町村又は都道府県に通報しなければならないこととされている。

したがって、警察安全相談、障害者を被害者とする事案等の捜査、急訴事案や保護の取扱い等各種警察活動に際し、障害者虐待事案を認知した場合には、速や

かに市町村へ通報すること。

なお、使用者による障害者虐待事案については、通報先は市町村又は都道府県とされている（法第22条）ところであるが、障害者虐待事案の対応状況の管理や関係機関との連携の円滑化の観点から、警察が認知した障害者虐待事案については、虐待行為者の種別を問わず、市町村に通報することとする。

(1) 通報対象となる事案

原則として、警察が認知した障害者虐待事案のうち、児童虐待事案又は高齢者虐待事案に該当しないもの全てが対象となる（被害者が18歳未満である事案については「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）」に基づく通告を、65歳以上である事案については「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」に基づく通報を行うこととなる。）。

なお、次のような場合にも通報対象となるので、留意すること。

ア 被害者が法に規定する「障害者」に該当するかどうか判断ができない場合
法に規定する「障害者」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。）とされている。

しかしながら、警察において「継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状況にある」かどうかの判断をすることは困難であるため、被害者の外見や言動、関係者からの聴取内容等から、警察官が障害者であると判断した場合には、通報の対象とすること。

なお、被害者が自身を障害者であると認識していなくても差し支えない。

イ 虐待行為があったことの明確な裏付けができない場合

通報は、「障害者虐待を受けたと思われる障害者」について行うものであるため、虐待行為を裏付ける具体的な証拠がない場合であっても、関係者の申出内容等から判断して、障害者虐待が行われた可能性があるとは判断できる事案であれば、通報の対象とすること。

なお、障害の特性から、被害者が自分のされていることが虐待であることが認識できない場合があるので、被害者からの事情聴取結果のみにより虐待を受けていないと判断することのないようにし、身体的暴力等の有無については、警察官による視認等で確実に確認すること。

ウ 加害者が養護者、障害者福祉施設従事者等又は使用者に該当するか判明しない場合

加害者を特定していても、当該加害者が養護者に当たるかどうかの判断が困難な場合があり得る。

このようなときには、加害者が被害障害者と同居している場合には、障害者虐待事案とみなして市町村に通報すること。

また、加害者が親族である場合には、当該加害者が養護者に当たらないときも、障害者虐待事案の早期発見・早期対応の観点から、通報の対象とすること。

加害者が障害者福祉施設従事者等又は使用者に当たるかどうかの判断が困難な場合には、当たる可能性がある判断できれば、同様に通報の対象とすること。

エ 障害に起因する被害妄想が疑われる場合

障害者虐待を受けている旨の申出が障害者からなされた場合は、精神的な障害に起因する被害妄想が疑われるときであっても、市町村において福祉的な観点から必要な対応を行う場合もあるため、通報の対象とすること。

オ 配偶者からの暴力事案に該当する場合

虐待行為が障害者の配偶者から行われた場合は、障害者虐待事案であるとともに、配偶者からの暴力事案にも該当する。

このような事案については、障害者虐待事案として市町村に通報するとともに、「配偶者からの暴力相談等対応票」（令和3年10月6日付け一般（人少）第191号）の作成等配偶者からの暴力事案としての対応も行うこと。

なお、被害障害者の保護が必要な場合に、市町村と配偶者暴力相談支援センターのいずれかに引き継ぐかは、障害の程度等を踏まえて、事案に応じて判断すること。

(2) 通報要領

警察署で認知した障害者虐待事案については、生活安全（刑事生活安全）課に集約し、同課から市町村に通報するものとする。

警察本部で通報を受理した場合は、当該障害者の居住地を管轄する警察署に引き継ぐものとする。

警察署においては、通報先部署名、電話番号等をあらかじめ市町村に確認しておくこととするが、特に、休日・夜間においても確実に連絡がとれるよう、市町村に申し入れておくこと。

通報は、原則として別添1の障害者虐待事案通報票により行うものとし、急を要する場合には、電話により行うものとする。

休日・夜間において、急を要する通報が必要な場合は、当直から市町村へ電話により通報を行い、後日、障害者虐待事案通報票を送付すること。

通報時点では詳細が判明していない事項については、「不詳」と記載すれば足り、調査に時間を要することにより通報が遅れることのないようにすること。

なお、障害者虐待事案通報票の記載要領については、別添2を参照すること。

(3) 通報後の措置状況の把握

通報した事案については、市町村に措置結果を連絡するよう依頼しておくこと。

被害障害者が市町村等関係機関による施設等への入所を拒否するなどして、虐待行為者との同居が継続するような場合は、必要に応じて家庭訪問や電話連絡するなどして、その後の状況を継続的に把握すること。

なお、通報後1か月を経過しても市町村から措置結果の連絡がないときには、警察から市町村に対して状況を確認すること。

2 組織による的確な対応の徹底

(1) 組織的な対応

警察署において障害者虐待事案を認知した場合は、警察署長及び本部対処体制（令和2年4月21日付け一般（人少、生企、刑企、捜一）第20号）に速報し、検挙措置等と保護対策等を並行して実施するよう本部対処体制の助言・指導を受けて速やかに当該事案の処理方針及び処理体制を決定するなど、組織的な対応を徹底すること。

被害者支援の対応が必要となる場合は、被害者支援担当部門にも報告すること。

また、休日・夜間に市町村が対応しなかったため、被害障害者に長時間にわたり待機を余儀なくさせた事案や警察業務への負担を生じた事案については、その経緯、対応状況、被害障害者の反応等を本部対処体制（人身安全当直）に速やかに報告すること。

障害者虐待事案通報票（別添1）と障害者虐待事案に係る援助依頼書（別添3）にあっては、市町村への通報や、市町村から警察署長に援助依頼があった都度、写しを人身安全少年課にメール等で報告すること。

(2) 行為者に対する措置

障害者虐待事案については、市町村への通報と並行して、事件化の可否及び要否、事案の緊急性・重大性を迅速に判断した上で、事件化すべき事案については、関係機関の告発等を待つことなく、可能な限り速やかに必要な捜査を行い、捜査を契機として、障害者を救出保護すること。

また、刑罰法令に抵触しない場合であっても、事案に応じて加害者へ指導・警告するなど、警察として必要な措置を講ずること。

第2 警察署長に対する援助依頼への対応（法第12条関係）

1 制度の趣旨

法第12条第1項においては、市町村長は、障害者の住所又は居所への立入調査に際し、必要があると認めるときは警察署長の援助を求めることができることが規定されている。

警察署長の行う援助とは、市町村長による職務執行が円滑に実施できるようにする目的で、警察が、警察法、警察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に基づいて行う措置である。

したがって、警察官は、市町村長の権限行使の補助者ではなく、調査業務そのものの補助を行うことは適当ではない。

2 援助の手続

援助に当たっては、緊急の場合を除き、市町村長から障害者虐待事案に係る援助依頼書（別添3）の提出を求めた上で、速やかに市町村長と事前協議を行い、対応の方法、役割分担等を検討し、事案に応じた適切な援助に努めること。

事前協議の窓口は、生活安全（刑事生活安全）課において行うこととするが、実際の援助を行う要員については、必要に応じて他課にも協力を求めること。

3 援助の要件

警察が援助を行うこととされているのは、障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるとき（法第12条第3項）であるので、援助の依頼があった場合には、市町村が行う法第9条第1項に規定する事実確認等のための措置等の状況を確認し、その内容によって援助を行うか否かを判断すること。

なお、援助依頼を受理したが、援助を行わないものとした場合には、その理由や経緯等を記録しておくこと。

第3 その他の留意事項

1 関係各課の連携

障害者虐待事案への対応に当たっては、生活安全課、刑事課、地域課、被害者支援担当等関係各課で連携を密にすること。

2 関係機関等との連携

市町村を始め、県関係部局、障害者団体等関係機関・団体、民生委員等との連携を強化し、施設に入所させるなど被害障害者の安全を確保するとともに、被害者の立場に立った的確な措置が講じられるようにすること。

なお、市町村や県においては、障害者虐待防止のための関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備をしなければならないこととされているので、市町村及び県関係部局から警察に対して連絡会議等への参加依頼がなされた場合には、積極的に応じること。

3 指導、教養の徹底

警察における障害者虐待事案に対する適切な対応を推進するため、法の内容、障害の特性等について、随時の教養等あらゆる機会を活用して警察職員に広く指導、教養を行うこと。